



令和6年度保育園などの入園申し込みのご案内

保育園・認定こども園（保育園部）・小規模保育事業所入園申し込み

入園対象児童

平成30年4月2日以降に出生し、町内在住で住民登録があり、入園基準に該当する児童

入園基準

保護者が次のいずれかの理由で、家庭で保育できない状況である場合

- ①就労 ②出産 ③病気、心身障がい ④同居親族の看護 ⑤災害 ⑥就学 ⑦求職活動
⑧育児休業中（3歳以上児に限る）

*募集より定員が超過する場合は、保育の必要性の程度によって入園審査を行いますので、第一希望の園に入れな
い場合があります。

申し込みの流れ

①電子申請・届出システムで申し込み

- ・申込受付期間 9月5日(火)～11日(日)
- ・詳細は町ホームページや各園の見学会で案内します。
- ・申込後、10日程度で受付完了通知書と就労証明書などの添付書類が届きます。
- ・紙での申し込みを希望する場合は、こども課保育所グループ（役場1階3番窓口）で受け付けます。
申し込み書類はこども課窓口で配布しています。町ホームページからダウンロードも可能です。
- ・幸田あけぼの第二幼稚園を希望する場合は、園に願書の提出が必要です。

②園面接

- ・面接等の日は受付完了通知に記載されています（9月末～10月上旬予定）。都合が悪い人や兄弟などで一緒に面
接を希望の人は、園に連絡をしてください。

③受付完了

- ・各園で面接を受け、就労証明書などの添付書類を提出してください。

④入園決定

- ・2月上旬に入園承諾書をこども課から郵送します。兄弟姉妹が在園の
場合は園経由でお渡しします。



入園相談会

と き 8月31日(火) 午前10時～11時30分

ところ 中央公民館 ホール（幸田中学校体育館下）

対 象 町立保育園希望で、子どもの発育などについて相談ごとがある人

*お子さんと一緒にお越しください。相談会では入園申し込みは受け付けません。

育児休業から復帰の場合の入園申し込み

- ・令和6年10月1日までに仕事復帰をする人は申し込みが可能です。
- ・入園決定後の育児休業期間の変更、認定事由の変更（育児休業中の職場を退職し、別の職場へ転職するなど）は
入園取り消しとなり、再度申し込みが必要です。
- ・それ以降に仕事復帰する場合は、入園希望月の2か月前の受付期間に申し込みをしてください。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）入園申し込み

入園願書配布および受け付けについては、広報こうた9月号でお知らせします。

問合せ こども課 保育所グループ(内線131、132) FAX63-5334